

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監4の第11号

監査の対象：令和3年度監査委員監査 危機管理総合情報システムの管理(災害時における可用性)に関する事務

所管所属：危機管理室

通知を受けた日：令和5年2月27日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>システム障害の再発防止策に対する実施状況の確認について改善を求めたもの</p> <p>「防災行政無線システム」の一部機能である「災害情報一斉配信機能」は、「危機管理情報システム」と同じ通信回線及びインターネット接続事業者を通じて、各配信先と接続されているが、令和3年8月1日、市役所庁舎とインターネット接続事業者（以下「D社」という。）が管理するデータセンターをつなぐ通信回線（主回線）の通信異常発生を起因として、「災害情報一斉配信機能」が副回線に切り替わらないことで、約20時間にわたり使用できない状況となっていた。</p> <p>再発防止策について確認したところ、契約書で提出を義務付けた障害報告（同年8月6日にD社が提出した中間報告）において、D社は、障害原因や対応と併せて「切替手順実施条件を明確化した手順書に改訂する。」との再発防止策を報告していたが、実施時期については明確にしていなかった。その結果、「手順書の改訂」が実施されたのは令和4年1月25日（改訂日）で、障害が発生してから5か月の間、「手順書の改訂」が実施されていなかった。</p> <p>[指摘事項1]</p> <p>危機管理室は、再発防止策を確実にチェックできるよう、契約書で義務付けた提出書類（障害報告）に再発防止策の対策期日や実施結果報告を記載させる等、インターネット接続事業者による再発防止策の実施状況を把握するための仕組みを構築すること。</p>	<p>・令和4年度「危機管理情報システム秘匿化通信網提供等サービス業務」の契約書において、毎月、懸案内容、解決内容、解決期日、解決者等を記載した課題管理表を提出するように記載し、インターネット接続事業者と本市担当者が、障害の状況や再発防止策の実施状況等を共有して把握できるように改善した。</p>	措置済	令和4年4月30日
2	<p>被災者支援システム情報セキュリティ実施手順の区役所への周知について改善を求めたもの</p> <p>被災者支援システム情報セキュリティ実施手順の内容を各区役所の担当者に対する周知状況を確認したところ、「周知していない。」とのことであった。</p> <p>[指摘事項2]</p> <p>危機管理室の業務管理者は、定期的に、被災者支援システム情報セキュリティ実施手順を各区役所の担当職員に周知すること。</p>	<p>・被災者支援システム情報セキュリティ実施手順について、4月14日に各区役所の総務担当と防災担当者に通知し、各所属から閲覧できる所属ポータルサイトに掲載した。また、12月13日及び15日に実施した被災者支援システム操作研修において周知を行った。</p>	措置済	令和4年12月15日